

医療機関向け特別価格 適用対象リスト

発行：2014/5/28

医療機関向け特別価格の対象となる医療機関は、以下の通りです。

本リストは2014年5月28日以降の適用となります。

医療法(第一章 第1条の5)で定められた病院または診療所(クリニック)

上記要件を満たしていれば、名称に「病院」を含まなくても可

<例> ○○医療センター / 医療法人 xx 会 xx 病院 / 医療法人社団 xx 会 xx 病院 / 医療法人財団 xx 会 xx 病院 / 特別医療法人 xx 会 xx 病院 / 特別医療法人社団 xx 会 xx 病院
特別医療法人財団 xx 会 xx 病院 / 特定・特別医療法人社団 xx 会 xx 病院 / 財団法人 xx 病院 / 社団法人 xx 病院 / 社団医療法人 xx 病院 / xx 診療所 (クリニック)

適用対象外の団体・機関

- ・薬局 ・製薬会社 ・医療機器会社 ・健診センター ・老人保健施設 ・上記に該当しない法人(上記に該当する病院を開設または運営していない法人)
- ・上記に該当しない病院と名のつく施設(動物病院など) ・協同組合(協同購買を事業とする組合)